

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0946)

本審議会 第470回

令和8年7月1日 公開

開催日時	令和8年7月1日(水)	16時00分～16時44分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室	
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人 定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人 定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人 定数 5 人
主要議題	1 令和8年度群馬地方最低賃金審議会の運営について 2 群馬県最低賃金の改正決定について(諮問) 3 群馬県最低賃金専門部会の設置等について 4 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 5 令和8年度最低賃金に関する実態調査について 6 その他(専門部会の運営について)	

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので、ただいまから、 第470回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。 会長に議事進行をお願いするまでの間、進行役を務めさせていただきます、賃金室長の竹内でございます。 よろしくお願いいたします。 恐縮ではございますが、これより先は着座にて進行させていただきます。 初めに、本日配付いたしました資料の確認をお願いいたします。会議次第の次に、資料一覧を配付しておりますが、16点の資料を配付しております。落丁等ございましたら、事務局までお申し付けください。 続きまして、本日の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計15名の委員全員にご出席いただいておりますので、最低賃金審
-----	---

	議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。 次に、本審議会の議事録の作成にあたり、ご発言内容について、後日、委員の皆様を確認をお願いいたしますので、大変恐縮ではございますが、議事におきましてご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。 事務局 続きまして、次第2「審議会委員及び事務局職員紹介」に移らせていただきます。 資料1「群馬地方最低賃金審議会委員名簿」をご覧ください。 第50期委員に変更がございましたので、ご報告いたします。 公益代表委員の■■■■委員が退任されまして、後任に■■■■委員に就任いただいております。 次に、労働者代表委員の■■■■委員が退任されまして、後任に■■■■委員に就任いただきましたことをご報告させていただきます。 では、お二方より一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。 まず、■■■■委員お願いいたします。 ■■■■委員 今回から公益代表委員になりました■■■■の■■■■と申します。前橋で■■■■をしております10年が経過したところでございます。 公益代表委員として審議に携わらせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。 事務局 ありがとうございます。 次に、■■■■委員お願いいたします。 ■■■■委員 お疲れ様です。■■■■の■■■■と申します。出身は■■■■となっております。 私は組合役員歴は7年目となりますが、審議会の参加は初めてであります。不慣れな点もあると思いますが、群馬県で働く方々のことをしっかり見ながら、建設的な論議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 事務局 ありがとうございます。 続きまして、改めまして、委員の皆様をご紹介申し上げます。 委員名簿順にお名前をお呼びいたしますので、委員の皆様におかれましては、ご着席のままで結構でございます。 まず、公益代表委員の皆様をご紹介いたします。 小淵委員でございます。西川委員でございます。西村委員でございます。
--	--

労働局長	濱田委員でございます。米本会長でございます。 以上、公益代表委員 5 名の皆様です。 続きまして、労働者代表委員の皆様をご紹介します。 新井委員でございます。勝又委員でございます。越澤委員でございます。 村山委員でございます。山村委員でございます。 以上、労働者代表委員 5 名の皆様です。 続きまして、使用者代表委員の皆様をご紹介します。 新井委員でございます。五十嵐委員でございます。宇井委員でございます。 金井委員でございます。松崎委員でございます。 以上、使用者代表委員 5 名の皆様です。 委員の皆様におかれましては、本年度の調査審議につきましてよろしくお願いいたします。 次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。 資料 2「事務局職員名簿」をご覧ください。 名簿順にご紹介させていただきます。 労働局長の上野でございます。労働基準部長の小島でございます。賃金室長の私、竹内でございます。賃金指導官の根岸でございます。労働基準監督官の栗原でございます。 事務局全員で円滑な審議会運営に努めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、次第 3「局長挨拶」に移らせていただきます。 審議会の開催に当たりまして上野労働局長からご挨拶を申し上げます。 改めまして、局長の上野でございます。 令和 8 年度の第 1 回群馬地方最低賃金審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様におかれましては、第 50 期の群馬地方最低賃金審議会委員として、群馬県の最低賃金の決定に御尽力いただいておりますことに厚く感謝申し上げます。 また、日頃からそれぞれのお立場において、最低賃金行政をはじめとする労働行政全般の円滑な運営に、多大なる御支援・御協力を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りして重ねて御礼申し上げます。 さて、足元の経済・雇用情勢を見ますと、物価高騰への対応や、持続的な賃金引上げの実現が依然として重要な課題となっております。群馬県内の中小企業・小規模事業者におかれましても、厳しい経営環境が続く中、雇用の維持と人材確保に懸命に取り組まれていることと存じます。 また先般、6 月 26 日に開催された厚生労働省の中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣名で、「令和 8 年度 地域別最低賃金額改定の目安」に関する諮問が行われ、同日に本年度第 1 回目となる「目安に関する
------	--

	小委員会」が開催されたところでございます。 このような情勢を踏まえ、本日、群馬県最低賃金の改正決定について諮問させていただくことといたしました。 地域別最低賃金につきましては、「地域における労働者の生計費」、「地域における労働者の賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」の法定３要素を総合的に考慮して定めることとされております。 委員の皆様におかれましては、公益、労働者、使用者のそれぞれの代表という異なるお立場ではございますが、本審議会において、群馬県の現状や経済動向など多角的な視点から、熱心かつ建設的な御議論をいただけますようお願い申し上げます。 皆様の深い見識と忌憚のない御意見を賜り、労使双方にとって納得感のある結論が導き出されますことを期待しているところでございます。 結びになりますが、今年も県内桐生市において 36.0℃を観測するというような、本年初めての猛暑日が記録されるというような、更に記録されていくことなど、今年もまた暑い季節となりそうでございます。 委員の皆様におかれましては、どうか御自愛いただき、今後の調査・審議に御尽力賜りますようお願い申し上げます、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。 今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局	続きまして、次第４「会長代理選出」に移らせていただきます。 これまで会長代理でありました■■■委員が、会長代理を退任されましたので、後任の会長代理を選任いただく必要がございます。 会長代理の選任に当たりましては、資料３「最低賃金法」抜粋をご覧ください。最低賃金法第 24 条第 4 項では「会長に事故があるときには、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と規定されております。 会長代理の選出におきましては、慣例として、公益代表委員の皆様にも互選いただいた委員を、労使双方の委員の皆様にお諮りする方法をとっております。今回も、同様の方法で進めさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。
各委員	【異議なし】
事務局	ご異議がないようですので、公益代表委員の互選により、会長代理に■■■委員を推薦との提案をいただいております。■■■委員を会長代理とすることに関して、労使の委員の皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。
各委員	【異議なし】

事務局	ご異議がないようですので、それでは■■■■委員に会長代理をお願いいたします。 それでは、会長代理になりました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたいと存じます。
会長代理	この度、会長代理を務めさせていただくことになりました、■■■■でございす。会長補佐し、公益委員としてとして中立公正な立場を堅持しながら、労使双方のご意見を丁寧に向い、円滑で建設的な審議に努めてまいりたいと存じます。 微力ではございますが、皆様のお力添えをいただきながら務めて参りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、この後の議事進行につきましては、■■■■会長をお願いいたします。
会長	会長の■■■■でございす。 本年度も審議会の円滑な審議につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、議題（１）「令和８年度群馬地方最低賃金審議会の運営について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、今年度の審議会運営につきまして説明させていただきます。資料４の群馬地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。 規程の２ページ目になりますが、第６条の「会議の公開」に関しましてご説明いたします。 運営規程第６条第１項を読み上げますと、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」としております。 次に、その下の第７条「議事録及び議事要旨」に関してでございます。 運営規程第７条第２項を読み上げますと、「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資

	料の一部又は全部を非公開とすることができる。」としております。 このため、当審議会の議事録及び資料につきましては、労働局ホームページで公開しておりますので、予め、御了承いただきますようお願いいたします。 事務局からの説明は、以上でございます。
会長	ただいま事務局から令和8年度の審議会の運営について説明がございました。審議会の会議は、従前より原則として公開とし、加えて議事録等につきましても、労働局ホームページで公開しております。 このことから、審議会運営規程第6条第1項及び第7条第2項の公開については、従前どおりの方法で公開ということによろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは、審議会の会議及び議事録等は例年どおり、原則として公開いたします。
会長	次に、議題（２）の「群馬県最低賃金の改正決定について（諮問）」に移ります。事務局からご説明をお願いします。
事務局	それでは、改正決定に係る諮問について説明いたします。 最低賃金法第12条の規定に基づき、令和8年度の群馬県最低賃金改正について、群馬地方最低賃金審議会の調査審議を求める諮問文を、上野労働局長から、 会長にお渡しいたします。 【局長より会長に諮問文を手交】
労働局長	よろしくお願いいたします。
会長	ただいま上野局長から群馬県最低賃金の改正に係る諮問をお受けいたしました。諮問文に関して事務局からご説明をお願いします。
事務局	諮問文につきまして、その写しをお配りしましたので、諮問文を読み上げさせていただきます。 【諮問文を事務局が朗読】 以上が諮問文でございます。 それでは、諮問にあたりまして、その経過等について簡単にご説明いた

	します。 先週の6月26日に、中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣名で中賃あてに令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について調査審議を求める諮問が行われたところです。 当局におきましても、中賃において諮問が行われたことを考慮し、最低賃金決定の3要素とされている「地域における労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」のほか、各種経済・雇用統計等も踏まえ、群馬県最低賃金の改正決定について調査審議を求めることが必要と判断し、諮問させていただいたところでございます。 諮問文についての説明は、以上でございます。
会長	ただいまの諮問文及び事務局の諮問の経過説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
会長	よろしければ、群馬県最低賃金の改正について調査審議を行っていきたいと存じますので、委員の皆様におかれましては、円滑な審議にご協力をお願いいたします。 続きまして、議題（3）の「群馬県最低賃金専門部会の設置等について」に移ります。事務局からご説明をお願いします。
事務局	それでは、まず専門部会の設置について説明させていただきます。今一度、資料3をご覧ください。 最低賃金法第25条第2項を読み上げますと、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。また、その下にある第3項では、専門部会は労働者、使用者及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する旨が定められておりまして、その人数につきましては、資料5として配付しておりますが、最低賃金審議会令（抜粋）をご覧ください。第6条第1項をみていただきますと「専門部会の委員の数は9人以内とする」とされております。この規定に基づき、専門部会の委員は、労働者、使用者及び公益を代表する委員各3名の合計9名の委員で構成されております。 説明は以上でございます。
会長	それでは、法令に基づき専門部会を設置し、部会委員につきましては、労働者、使用者及び公益を代表する委員各3名、合計9名で構成することといたします。

	この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
会長	ご意見等ないようですので、続きまして、専門部会設置に係る委員の任命に関して、事務局からご説明をお願いします。
事務局	専門部会の委員の任命についてご説明いたします。 今一度、資料５最低賃金審議会令（抜粋）をご覧ください。 第６条第４項では、労働者委員と使用者委員を任命するときは、最低賃金審議会令第３条を準用して相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない旨、定められております。 このため、本日の審議会終了後、労働者委員と使用者委員の候補者の推薦公示を行う予定としております。その後、推薦のありました方の中から、局長が委員を任命させていただきます。 なお、公益委員に関しましては、一般的に本審の公益委員から労働局長が任命するとされておりますので、所定の手続きを取らせていただきます。 今後、正式に公労使の委員が決まりましたら、第１回目の専門部会開催の調整をさせていただきたいと存じます。 また、公示につきましては本審終了後、委員候補者の推薦に関する公示のほか、最低賃金法第２５条第５項に規定されております、審議会における関係労働者及び関係使用者の意見聴取等に関する公示についても、併せて行う予定でございます。 説明は以上でございます。
会長	専門部会の委員の任命、審議会における意見聴取の公示についてご説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
会長	特にないようですので、次の議題に移らせていただきます。 次に、議題（４）「最低賃金審議会令第６条第５項の適用について」に移ります。事務局からご説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局から説明させていただきます。 資料５最低賃金審議会令（抜粋）の２ページ目、第６条第５項をご覧ください。 第５項の規定では「審議会ですみ議決しておくことによって、最低賃金

	専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」旨、規定されております。この規定の運用につきましては、専門部会において全会一致とならなかった議決については、本審で更なる審議を行う余地もあることから、原則として専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限るべきとされております。今年度の群馬地方最低賃金審議会における、この規定の適用の可否につきまして、ご審議をお願いいたします。 事務局からの説明は、以上でございます。
会長	ただいま、事務局から最低賃金審議会令第6条第5項の規定について説明がございました。専門部会での調査審議の結果、専門部会の決議が全会一致で行われた場合はこの規定を適用するということによろしいでしょうか。
各委員	【特になし】
会長	それでは、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、当審議会の決議として取り扱うことといたしますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、議題(5)「令和8年度最低賃金に関する実態調査について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局より、「最低賃金に関する実態調査について」御説明いたします。資料6をご覧ください。
事務局	令和8年度最低賃金に関する実態調査としまして、賃金改定状況調査と、最低賃金に関する基礎調査、この2つの一般統計調査を行っております。 まずは、賃金改定状況調査について、ご説明いたします。 この調査は、毎年中小企業の労働者の、1年間における賃金の上昇率を把握し、中央最低賃金審議会の資料として、使用することを目的として行っております。 調査の対象地域は群馬県全域、対象業種は製造業や卸、小売業などとなっております。企業規模につきましては、常用労働者が30人未満の規模が対象となっております。従いまして、比較的低賃金の労働者が多い産業や規模の事業所が調査の対象となっております。 今年度の調査依頼件数は、211件になります。 調査事項につきましては、昨年6月分及び本年6月分の賃金を調査しております。 調査方法につきましては、通信調査で実施しております。 また、調査の対象となった事業所の回答方法につきましては、郵便によ

	る報告方式と、オンラインによる報告方式となっております。 続きまして、最低賃金に関する基礎調査につきまして、ご説明いたします。 この調査は、中小企業の労働者の賃金実態等を把握し、地方最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。 調査の対象地域は同じく群馬県全域、調査の対象となっている業種は製造業や卸、小売業などです。調査対象の企業規模は、製造業、新聞業及び出版業については労働者数が100人未満の事業所、それ以外の業種につきましては、労働者数が30人未満の事業所となっております。賃金改定状況調査と同様、比較的低賃金の労働者が多い産業や規模の事業所が調査の対象となっておりますので、低賃金の労働者の実態を明確に把握できるようにしております。 こちらの調査の依頼数は、2,121件になります。 調査事項につきましては、本年6月分の賃金を調査しております。 調査方法につきましては通信調査で実施しております。 また、賃金改定状況調査と同様に、調査の対象となった事業所の回答方法は郵便による報告方式と、オンラインによる報告方式となっております。 説明させていただきました2つの調査の集計結果の公表等につきましては、資料の次のページになります。 今年度の地方最低賃金審議会の審議終了の4か月後に、厚生労働省のホームページ、及び政府統計が確認できるポータルサイトのe-statへ掲載されます。 また、今までの地方最低賃金審議会と同様、令和8年度も第2回群馬県最低賃金専門部会におきまして、最低賃金に関する基礎調査の結果概要を、公表させていただく予定です。 調査結果の内容につきましては、「令和3年経済センサス活動調査」によります確報集計の事業所情報を元に作成されました「母集団データベース」の産業分類ごとの労働者数により復元して、集計を行っております。 以上、簡単ではございますが、令和8年度における最低賃金に関する実態調査の説明をさせていただきました。この調査が委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じます。よろしくお願いいたします。
会長	ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いします。
各委員	【特になし】
会長	特にないので次に進ませていただきます。 次に、議題（6）「その他」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局	事務局から、2点ご説明させていただきます。 1点目として、本日まだ触れていない資料7から15について、時間の都合などもございますので、簡単に説明いたします。 まず資料7でございますが、「令和8年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況」でございます。 現在、特定最低賃金が適用されている4件の事業に従事する労働者が加入する労働組合から、改正決定の申出に係る意向表明が行われております。 次に、資料8と9でございますが、最低賃金改正に関し要請文が提出されております。 資料8は、本日、会長と局長あてに、群馬県知事名による要請書の提出がございました。この要請書は、審議会開催前に大塚副知事から会長と局長あてに手交されたものでございます。 内容は、記載にあるとおり、近接県との格差是正、早期発効等となっております。ご参照いただきますようお願いいたします。 次に、資料9でございますが、6月10日付けで群馬弁護士会会長から、審議会会長あてに提出された「全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明」文でございます。 続きまして、資料10でございますが、令和8年6月23日付で本省より通知のありました『「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」について』でございます。各委員の皆様には事前に情報提供させていただいておりますが、内容といたしましては、中賃において、発効日についての考え方等について論点整理がされた資料となります。この中で、8ページ目の(4)の対応方針の二つ目の黒ポツを読み上げさせていただきますと、 「発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。」とされております。 その他の部分につきましては、時間の都合もございますので別途ご確認いただき、今後の審議に、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。 その他は、例年お出ししている資料となります。 資料11は、「生活保護制度の概要」でございます。 資料12から資料15までは、経済指標、賃金引上げ状況等に関する資料
-----	--

	となっております。 資料 12 は、群馬労働局で 6 月 30 日に発表いたしました、令和 8 年 5 月分の「労働市場速報」でございます。 資料 13 は、前橋財務事務所が 6 月 11 日に発表いたしました、群馬県の「法人企業景気予測調査」でございます。 資料 14 は、日本銀行前橋支店が 6 月 1 日に発表いたしました「群馬県金融経済概況」でございます。 資料 15 は、「令和 8 年春闘各機関別賃上げ集計状況」でございます。連合公表のもの、経団連公表のもの及び厚生労働省公表のものに基づくデータでございます。 資料 7 から 15 に関する説明は以上でございます。 事務局から、資料 7 から 15 について説明がございましたが、これらにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
各委員	【特になし】
会長	特にないようですが、資料につきましては各委員の方々の方でご確認をお願いいたします。それでは、事務局からもう 1 点説明をお願いします。
事務局	続きまして 2 点目でございますが、地域別最低賃金専門部会の運営について説明させていただきます。 資料 16 をご覧ください。2 ページ目の第 6 条（会議の公開・非公開）につきまして当審議会におきましては、専門部会は、例年、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由に、第 1 回目の会議から非公開となっております。 専門部会の公開・非公開は、第 6 条 1 項において、専門部会の部会長が決定できる旨が定められておりますが、専門部会が審議会の構成組織であることを踏まえ、専門部会の公開、非公開について、例年、審議会としての意向を示していただいております。 なお、令和 5 年 4 月 6 日付け中央最低賃金審議会了承の目安制度の在り方に関する全員協議会報告においては、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当」とされているところではございますが、今年度の取扱いにつきまして、審議会としての意見・意向がございましたら、ご協議いただきますようお願いいたします。 事務局からの説明は以上でございます。
会長	ただいま、事務局から専門部会の公開・非公開に関する規定等についてご説明がございました。

	まず、専門部会の運営につきまして、審議会としての意向を示すことにつきましてお諮りいたします。 昨年同様、専門部会に対し審議会としての意向を示すこととしてよろしいでしょうか。 【異議なし】
会長	意向を示すことについてご賛同をいただきましたので、意向の内容について委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。 審議会としてはこれまで、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、第1回目の会議から非公開とする。」という意向を示してきております。今年の意向はどうするかを審議したいと思います。 まず、労働者代表委員から意見がありましたらお願いします。 ■■■委員お願いします。
■■■委員	労働側委員の■■■です。 労働側委員の意向としましては、審議を公開することで率直な意見交換が難しくなるということでありますので、今年度も非公開での審議をお願いしたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、使用者側委員は、いかがでしょうか。 ■■■委員お願いします。
■■■委員	今の■■■委員の意見に同感でございまして、非公開で審議させていただければと思います。
会長	ありがとうございます。ただいま、労働者側委員、使用者側委員から、ご発言がございましたが、ほかの労使の委員のご意見はいかがでしょうか。
各委員	【特になし】
会長	公益委員はいかがでしょう。
使側委員	【特になし】
会長	意見が出尽くしたようですので、まとめさせていただきます。

各委員	労使委員からは非公開審議としたい旨のご意見がございました。 審議を非公開としたいとする意見は、公開することにより、率直な意見交換が阻害される恐れがあり、その機会を確保するうえで非公開とすべきとの趣旨であると理解いたします。この非公開理由は、専門部会運営規程の定めに該当するものであります。つきましては、審議会の意向としては「当初から専門部会の会議は非公開」としてよろしいでしょうか。
会長	【異議なし】
各委員	それでは、審議会の意向といたしましては、「専門部会は非公開とする」ということを確認させていただきます。 ただし、最終的には専門部会の非公開については、部会長が判断することとなっておりますので、ご承知おきください。 その上で、専門部会における決定の際の参考としていただけるよう、審議会としては「当初から専門部会の会議は非公開」との意向を専門部会に伝えることとしてよろしいでしょうか。
会長	【異議なし】
各委員	賛同をいただきましたので、それでは、そのようにさせていただきたいと思います。 本日の議事は以上となっておりますが、全体として、その他のご意見等がございましたらお願いいたします。
会長	【特になし】
事務局	事務局から何かございますでしょうか。
会長	特にございません。
各委員	それでは、以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。 今後の会議では、いろいろな資料をもとに金額審議をすることになります。 委員の皆様には、十分な審議をお願いいたします。 これをもちまして、第470回最低賃金審議会を閉会といたします。